

一般競争入札の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、市道藤助新田7号線道路改良工事(繰越明許)について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和7年6月3日

東根市長 土 田 正 剛

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東根市役所 403 会議室 (4 階)
- (2) 日 時 令和7年6月27日(金) 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 市道藤助新田7号線道路改良工事(繰越明許)
- (2) 工事の場所 東根市大字藤助新田地内
- (3) 工事の概要 施工延長 L=142m
道路土工 一式 取付工 一式 進入路工 一式
排水構造物工 側溝工 L=412m 函渠工 L=39m 集水枘工 N=6 箇所
構造物撤去工 一式
舗装工 車道部 A=1,040 m² 歩道部 459 m²
縁石工 L=123m 標識工 N=1 基 道路付属物工 一式
- (4) 工 期 令和7年11月21日まで
- (5) 予 定 価 格 事後公表

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 東根市財務規則(平成17年4月規則第8号)第105条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿の土木一式工事に登載されている者であること。
 - (2) 土木一式工事において A 等級又は B 等級に格付けされていること。
 - (3) 東根市内本店業者であること。
 - (4) 建設業法第3条第6項による特定建設業(業種: 土木一式工事)又は一般建設業(業種: 土木一式工事)の許可を受けた者であること。
 - (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者は兼務できる。
 - ① 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ② 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (6) 東根市競争入札参加資格者指名停止要綱(平成21年3月告示第31号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (7) 東根市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定(以下「暴力団排除条項」という。)に該当しないこと。
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第154条)の規定による会社更生手続きの申立てをしたもの若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きの申し立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受けたもの者であること。
 - (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部課等
東根市中央一丁目1番1号 東根市役所総務部財政課 電話番号 0237 - 42 - 1111 内線 3136
- 5 入札参加資格の確認等
入札の参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類を、次に掲げる日時及び場所に持参する者とする。
- (1) 受付期間 令和7年6月3日(火) から令和7年6月6日(金) まで(東根市の休日を定める条例(平成2年6月条例第10号)に規定する市の休日を除く。)
 - (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 受付場所 東根市役所総務部財政課内
- 6 入札保証金及び契約保証金等
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 東根市財務規則第114条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証(保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。)を付すこと。
- 7 その他
- (1) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(2) 詳細については入札説明書による。